

第34号議案

春日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

被災地支援業務に従事する職員に対し、新たに災害応急作業手当を支給することに関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和39年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 災害応急作業手当

第6条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業手当)

第6条の2 災害応急作業手当は、職員が地震、津波、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、被災団体からの派遣要請等に基づき、職務命令により、市外の危険又は著しく困難な生活環境にある地域において、災害復旧業務等に従事したとき、その他市長が認めるときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき1,080円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。